

## 議事要旨(3)「ストック・オプション等専門委員会における検討状況について」

前回の第 87 回企業会計基準委員会において、豊田統括研究員より「ストックオプション等に関する会計基準(案)の検討状況」に基づいて概要説明がなされたことを受け、今回は湯川専門研究員から補足的説明がなされた。

具体的には、昨年 12 月の基準案公開草案公表以降も継続して検討すべき事項として挙げられていた項目の一つである費用認識の相手勘定について、貸借対照表表示検討専門委員会での結論を受けて純資産の部として計上する旨の記述が追加されたこと(審議資料(3)-1 P.2 参照)及び条件変更の会計処理では、ストックオプションの公正な評価単価を変動させる条件変更以外のパターン(審議資料(3)-1 P.4 参照)についても、専門委員会での検討状況を踏まえて基準案に追加されたことなどの補足的な説明がなされた。

審議における主な内容は以下のとおりである。

- 基準案の用語の定義となる「従業員等」には、会計参与も含めるべきではないかという意見に対しては、その方向で検討する旨の回答がなされた。
- 費用認識の相手勘定の問題については、具体的な検討を貸借対照表表示検討委員会に委ねたことは事実であるが、ストックオプション等専門委員会側にも審議の過程でコメントの分析を行い、ストックオプション等専門委員会の結論として、個々のコメントに対してどのように対応したのかを明示する責任があるのではないかとこの意見があった。これに対して、結論の背景への書き方の問題になるのではないかとといった意見や、そもそもこの問題も含めて貸借対照表表示検討専門委員会で検討したわけであるから、ストックオプション等専門委員会にも責任があるとする意見には違和感があるとの発言もあった。
- 未公開企業の取扱い(審議資料(3)-1 P.3 参照)で、注記すべき内容を個別具体的に例示してあるが、注記に関しては 1 箇所にとめて記載すべきではないかとの意見に対して、注記に関しては次回の専門委員会(9月13日開催予定)で集中的に審議する予定であるため、現状の適用指針案にはまだ盛込まれていない。したがって審議資料(3)-1は、単に当委員会説明用に概要をまとめたもので、説明の便宜上でこのような記載ぶりになっている旨の回答がなされた。
- 他の基準に比べて過度に詳細な注記を求めることを懸念しており、注記の検討においては、その点は留意してもらいたいとの発言があった。

以上